

平成26年度 第1回 所沢市入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成26年5月26日(月) 午前10時00分から
開催場所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	飯塚 孝(埼玉県川越県土整備事務所 所長) 高島 誉章(公認会計士) 林 真由美(弁護士)
議事等	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会議資料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表(様式第1号) 3 入札方式別発注工事一覧表(様式第2号) 4 入札参加停止等の措置状況総括表(様式第3号) 5 入札参加停止等の措置状況一覧表(様式第4号) 6 抽出事案説明書(様式第5号)
担当部課名	能登総務部長 【担当課等】 (建設部) 遠山営繕課主幹 (上下水道部) 当麻財務課長、鈴木下水道整備課長 他 担当課職員 【事務局】 根本総務部次長、増田契約課長、堀中工事検査課長 他 事務局職員

※議事概要等については、別紙のとおり

## 別紙

委員（意見・質問等）	事務局（説明・回答）
<p><b>議 事</b></p> <p><b>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</b></p> <p><b>2 審議事案の抽出結果報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出委員により、審議の対象となる事案の中から、入札額に差異があまりなく辞退の多い事案、総合評価方式で執行した事案、設計金額を超えた入札額があった事案、低入札価格調査制度の適用となった事案及び指名競争入札で執行し低入札価格調査制度の適用となった事案の合計5件を抽出した。</li> </ul> <p><b>3 抽出された事案の審議</b> （市発注・一般競争入札）</p> <p>(1) 「所沢市立安松小学校屋内運動場耐震補強工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1者のみ入札参加した理由についてどのような理由が考えられますか。また、他の工事でも同様な結果となっている工事があるが特殊な工事なのですか。</li> <li>・入札に参加しなかった他の業者については、学校関係の工事については、ほとんど経験や実績がないのですか。</li> <li>・入札の告示をする際に、落札業者のみが応札することは予想できたのですか。</li> </ul>	<p>平成25年10月1日から平成26年3月31日までの、市及び上下水道部発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、児童や学校関係者に対し、十分な安全配慮をするとともに、学校行事に支障をきたさないよう条件を付したため、応札者が1者になったのではないかと考えています。また、他の工事で同様な結果となった案件についても、特殊な工事とは考えていません。</li> <li>・他の業者につきましても入札参加資格者名簿に搭載されていますので、技術的には可能であると思われることから、施工体制の確保や手持工事等の関係から入札に参加しなかったのではないかと考えています。</li> <li>・業者によって得意・不得意な工事があると思いますが、他の業者につきましても過去に実績がありますので、落札業者のみの応札とは考えていません。</li> </ul>

・入札に参加しなかったとして考えられる理由は、この入札に限られるものですか。

・工期は、夏休み等を利用すれば、集中的に施工することができるので、応札者も多かったのではないですか。

・他の工事において1者入札となった理由については、どのような理由が考えられますか。

・落札業者は、どの程度の規模の会社ですか。

・落札率が高かったことから、積算にあたっては、標準となる歩掛と見積金額のどちらを採用していますか。

・今回の積算にあたり、見積単価を使用していますか。使用している場合、見積単価の使用割合を教えてください。

(意見等)

・学校関係の工事については、出来る限り、夏休み等の期間を利用するなどの配慮が必要だと思います。

・1者入札は、競争性も薄れてしまうので、できる限り複数者が入札参加できるよう、施工時期なども考慮して設定して欲しい。

・学校の工事につきましては、夏休み期間を利用する工事が多いことから、本工事に限られると考えています。

・本工事につきましては、通常の耐震補強に加え、改修工事も行ったことから、工期も長くなり、このような工期設定となったものです。

・本工事の入札時期につきましては、入札参加対象業者の多くが、すでに手持ち工事を持っている状況であることから、落札業者のみが技術者に余裕があったのではないかと考えています。

・落札業者は、級別格付ではB級の業者であり、本工事はB・C級の業者を対象としていることから、応札者の中では上位の業者となります。

・基本的には国や県から示されている公の積算単価や刊行物に基づいて積算しており、製造品等がある場合は、メーカー等からの見積徴取により積算しています。

・見積単価も使用していますが、割合としては少ないものとなっています。

(市発注・一般競争入札)

(2) 「新所沢コミュニティセンター別館解体工事」

・7者中5者が辞退しているが、どのような理由が考えられますか。

また、落札率が99.92%と高い理由はなぜですか。

・辞退者は5者いましたが、すべての業者に理由を確認したのですか。

・辞退理由を確認するのは、制度上難しいですか。

・一般競争入札における辞退とは、入札参加の申込みを行ったものの、入札書の提出を行わず、辞退届を提出したということでしょうか。

・入札参加の申請をする時点で、業者は工事内容を理解していると思いますが、その上で監理技術者がいないという理由で辞退するのは、どのようなことですか。

・東北地方の復興支援等の理由で監理技術者

・本工事は土木工事のため、土木監理技術者が必要となりますが、辞退したある業者から、東北地方の復興支援等により土木監理技術者の手配がつかなかったと聞いています。

また、落札率が高い理由につきましては、解体工事のため労務費が工事費のほとんどを占めることから、労務費の高騰を見込んだ金額で入札されたものと思われる。

・辞退した業者と別件での打合せの中で、聞きました。

・工事の入札は、埼玉県電子入札システムを利用して執行しており、システムでは辞退理由を入力する項目がないことから、現状では確認が難しいと考えています。本市としましては、今後システムを管理している埼玉県にシステム改修等の申入れをしていきたいと考えております。

なお、入札書不着については、辞退理由を確認しています。

・そのとおりです。

・一般競争入札の場合、最近の傾向としては、業者が入札参加できる案件と判断すると、とりあえず入札参加の申込みを行い、その後、設計図書等を確認したうえで、応札するか否かの判断をしているのではないかと考えています。

・元請ではなく、下請や応援という形での参

が不足しているとのことですが、今回の入札参加業者は東北に支店等を設けているのでしょうか。

・技術者の兼務が可能な工事もあると思いますが、どのように運用していますか。

(意見等)

・辞退理由の確認が行えるシステム改修の申し入れをお願いしたいと思います。現状では、発注者側では、辞退理由を推測でしか把握できていないことから、辞退理由を認識することが、今後の発注業務に必要なものと思われるので、確認が行える環境を整えていただきたいと思います。

(市発注・指名競争入札)

(3) 「所沢市立所沢図書館直流電源装置改修工事」

・落札率が低い理由はどのように考えますか。予定価格との差はどこにあったのでしょうか。

・親会社から調達ができるというのは、特殊な装置が安価で手に入る業者であったということでしょうか。

・主要部品を安価で購入できたため、低価格で応札できたということですか。

・積算はどのように行っていますか。

加かと思われます。

・主任技術者の兼務については、運用を行っています。

・本工事は、低入札価格調査制度の適用工事であり、工事発注課による調査等を行ったところ、資材については、親会社から調達ができ、所沢市内の協力工場で製造が行えるなどの理由から、経費の低減が見込め、低価格で応札ができたとのこと。

・バッテリーを親会社から安価で入手できると伺っております。

・そのとおりです。

・公平性を保つために、県や国の単価を使用しております。ただし、バッテリー等の特殊な資材については、見積徴取して積算を行っています。

・3業者を指名していますが、この3業者から見積徴取したのですか。

・積算は、3業者の平均値ですか。

・最低値を提示した業者が落札したのですか。

・蓄電池の単価が親会社から購入したので安価であるとのことですが、親会社であったとしてもコスト割れまではしないと思いますので、当初の設計金額をもう少し安く設計できたのではないですか。

(意見等)

・予定価格と入札金額の乖離はあまり望ましいことではないと思いますので、安く設計できるところは安くし、隔たりがないようお願いします。

・設計については最低値を使用しているとのことですが、県においては不調・不落が多く発生したため、平均値を使用するようになってきています。

(上下水道部発注・一般競争入札)

(4)「合流改善松郷滞水池電気・機械設備工事」

・この工事は、具体的には、どのような工事内容ですか。

・修繕とかではなく、新規に設備を設置する工事ということでしょうか。

・工事内容のどの部分で、入札額に差が生じたのですか。

・この3業者から見積を徴取し、積算しました。

・最低値の見積金額を参考に、積算しました。

・落札者ではありません。

・低入札価格調査を行った際に、元々の既存設備が落札業者の機器であるため、新しい製品でさらに受注したいとの意向と、シェアの拡大が会社の方針だと伺っておりますので、低価格で応札したものと思われます。

・初期雨水を貯めるために、既存建物の地下などを利用して造った滞水池があるのですが、そこに貯まった水を排出するためのポンプとそれを稼働させるための電源装置を設置する工事です。

・そのとおりです。

・排水ポンプ及び電気設備の製作における部品の調達コストであったり、工事における現場管理費などの経費率が各社によって違うた

・どのようなポンプ及び機械を設置するかは前もって指定しているのですか。

・一般的に設計金額 5,000 万円規模の入札では、100 万円程度の入札額の差は大きいのですか。

・工事の種類によって、入札額に差が出やすい案件と、そうでない案件はありますか。

・通常の積算であれば、この程度の差額は標準的な差の範囲内に収まっているという認識でよろしいのでしょうか。

・各社の入札額に差が生じる場合、つまり発注者側は予定価格が適正積算額であると考えているところに、企業の経営方針等で著しく低い額で応札する場合もあり、その場合は低入札調査を実施しているため、工事の品質については確保できる仕組み作りになっているというような認識でよろしいですか。

(上下水道部発注・指名競争入札)

(5) 「下水道地震対策整備工事」

・どのような内容の工事ですか。また、4 者辞退の理由をどのように考えますか。

めだと思われれます。

・発注時において、規格は決められていますので、それに見合う設備を制作するために必要な部品の調達コストを各社が積算します。

・工事内容によって一概には言えませんが、極端に大きい差額ではないと思われれます。

・本工事のように新設工事ではなく、既存設備の更新というような案件であれば、既設した会社が企業努力により低額の入札をする可能性があるため、大きい差が生じるかもしれません。

・その通りです。

・その通りです。

・所沢市下水道総合地震対策計画に基づき、緊急輸送路における特殊マンホールの耐震化を施工するもので、平成 29 年度までの計画期間となっています。

また、辞退理由につきましては、施工場所の交通量が多く、交差点付近であるため安全管理面の問題や、夜間工事も発生することから現場代理人や作業員の手配がつかないため参

・平成 29 年度まで同じような内容の工事を発注すると思いますが、今後も指名競争入札で行う予定なのでしょうか、それとも一般競争入札で行う予定なのでしょうか。

・辞退理由については、業者から聞いたものですか。

・工事の内容によって指名競争入札や一般競争入札で執行するのですか。

・地震対策工事は、平成 25 年度においてはこの工事だけですか。

・平成 25 年度の地震対策工事は 4 件に分かれているが、工事を発注する単位については、どのような考えに基づいているのですか。

(意見等)

・一般競争入札と指名競争入札の取扱いは設計金額で区分して運用していることが分かりました。また、工事の発注単位も市内業者の育成を考慮しているということですので、今後も公平公正な入札の執行を続けてください。

・今後も同種の工事をいくつの発注単位で行うかは、採算性、効率性、予算、市内業者の

加しづらかったのではないかと考えています。

・工事の規模が大きくなれば、一般競争入札での執行を考えています。

・直接聞いたものではありません。

・工事の内容でなく、設計金額により指名競争入札としました。本市においては、設計金額 1,000 万円以上の工事につきましては、原則として一般競争入札で執行しています。

・平成 25 年度におきましては、地震対策工事は 4 件実施しており、他の 3 件につきましては設計金額が 1,000 万円以上のため一般競争入札で執行しております。

・市内業者に対して適度な受注機会を設けることが必要なため、3、4 件に分けて発注しています。また、この地震対策工事は国庫補助事業ですが、要望通りの補助金が交付されず、財源が確保できない恐れもあることから、1 件に集約せず 3、4 件に分けて発注しています。

育成といった面から考慮して、最適なシミュレーションのもと計画的に進めていてもらいたい。

#### 4 その他

・ 予定価格の設定について、設計金額と同額、あるいは設計金額を端数処理した額を用いていると思われませんが、抽出事案2番の案件について、設計金額と予定価格とに乖離があるのはどうしてなのでしょう。

・ 予定価格については、国等からの指導により適正な積算に基づく設計金額の歩切りは行わないこととされています。本工事の設計金額と予定価格の乖離については歩切りに見られてしまう可能性があるため、十分に留意してください。

・ 予定価格の設定については、設計金額に基づき、取引の実例・需給状況・難易度・期間などを考慮して決定するとされていることから、決裁権者により適正に判断され設定されたものと認識しています。